

## 変貌する香川の農村と農業

辻 唯 之

### 一 固定的であった日本の農業構造

はじめに 戦前から高度経済成長前夜まで、日本農業は変化の少ない固定した構造を維持しつづけてきた。戦前、農家戸数、農業就業人口、耕地面積がほとんど変わらなかったことは周知のところである。敗戦後、地主制は解体されたが、しかし農業の基本的な仕組みが変わったわけではない。自作農体制のもとでより集約的な農業が再構築されたのであった。このような固定的な農業の仕組みのなかで、戦前・戦後を通じて日本の農家は家族協業による牛馬耕と手作業の農業をいとなみ、労働の多投、肥料の多投によって農業生産力をのばしてきたのである。しかし、昭和30年以降、日本農業は高度経済成長の波に根底から洗われて大きく変わっていく。その変わっていく姿をみる前に、変わる前の日本と香川県の農業を概観しておきたい。

**農業構造の固定性——高度経済成長前夜まで——** 第一次大戦から戦時中にかけて日本の農家戸数は550～560万戸であった。敗戦後は600万戸を超えたが、昭和35年までは約600万戸の状態がつづいた。香川県の場合も、図1にみるとおり、戦前においては農家戸数が8万5,000～8万9,000戸の小さな幅で推移し、戦後は9万戸を超えたが、この状態が30年代はじめまでつづいた。

耕地面積も戦前から高度経済成長前夜にかけて580万ヘクタールから600万ヘクタールと大きな変化はなかった。表1にみるとおり香川県の耕地面積も昭和30年までは大きな変化はなく、戦時下の食糧難の時代から終戦後にかけて開拓がすすんで一時少し増えたが、およそ4万4,000ヘクタールから4万8,000ヘクタールであった。

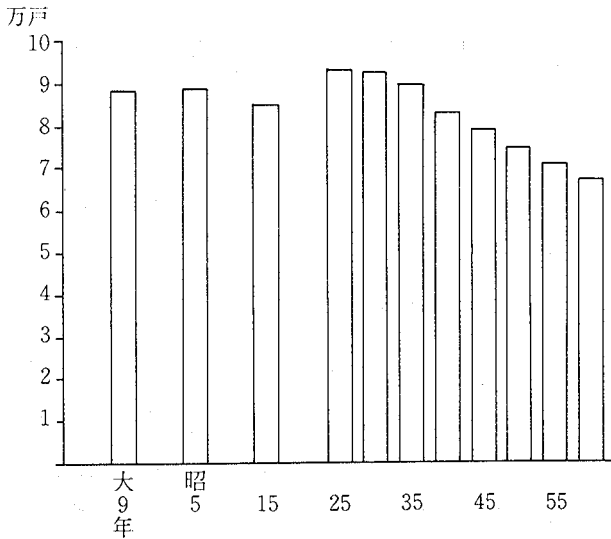


図1—香川県農家戸数

資料) 農林水産省『農業センサス累年統計書』、『農業センサス』

表1—香川県耕地面積

	総数 (ha)
大正14年	46,316
昭和 5年	44,638
16年	51,985
25年	48,300
30年	48,410
35年	47,907
40年	46,316
45年	44,638
50年	41,195
55年	39,372
60年	34,226

資料) 農林水産省『農業センサス累年統計表』、『農業センサス』

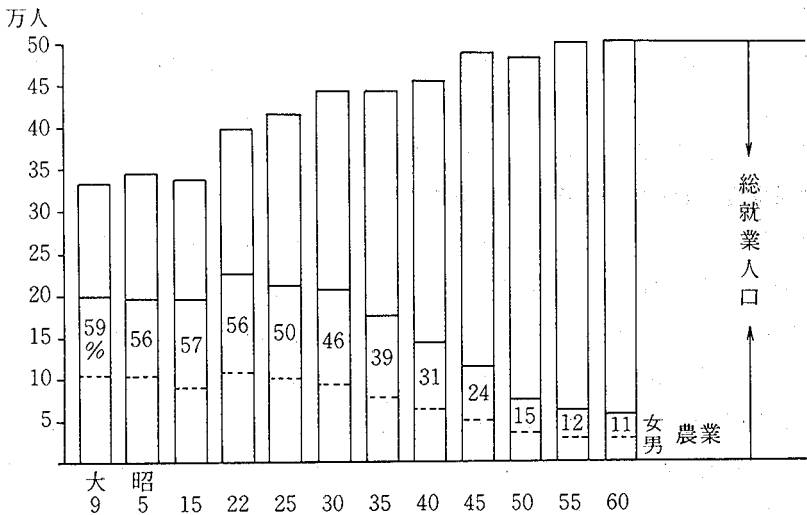


図2—「国勢調査」による産業別就業人口 (香川県)

資料) 香川県企画部統計調査課『香川県の経済統計三十年』(出所は『国勢調査』)

注) 図中の数字は、総就業人口に占める農業就業人口の割合

図2によると、大正9～昭和15年の20年間、『国勢調査』による香川県の農業就業人口は、19万4,000人から19万8,000人でほとんど変化しなかった。この間、総就業人口も33万人前後で変わらなかったから、総就業人口に占める農業就業人口の割合は56～59%の水準で推移した。この同じ20年間の全国の動きはといえば、その割合は51%から41%へと10ポイント低下している。しかし、この低下は総就業人口が増えたためであって、農業就業人口の絶対数そのものは1,400万人前後で大きな変化はなかった。農家人口の自然増にもとづく労働力人口の増加分は非農業部門に吸収され、それが総就業人口の増加となったのである。その背景には第一次世界大戦後における重工業化の進展があった。

図2をみると、昭和15年という年は軍需工場への徴用や軍隊への徴兵で日本全国の農村から青壮年の男子が姿を消しつつあったときであるにもかかわらず、この年の香川の農業就業人口はそれ以前とほとんど変わっていない。これは、農家のなかで農作業の現場からリタイアしていた中高年の女子がふたたび現場にカムバックすることで男子農業就業者の減少を補ったからである。この年、香川県の農業就業人口の半分以上が女子という状況であった。

図2にみるとおり、第二次大戦後、香川県の農業就業人口は激増した。昭和15年の時点と比べて約3万人、15%もの増加である。戦災と復員で帰農した人々で香川の農村人口はふくれあがった。しかし、食糧難が緩和し経済が復興しはじめた20年代後半になると、彼らはふたたび都市へともどっていった。高度経済成長の始点である昭和30年当時、香川の農業就業人口は約20万5,000人であった。

**香川県の農業構造** 農家戸数、農業就業人口、耕地面積が不変であれば、農家1戸当たりの農業就業人口も、農業就業人口1人当たりの耕地面積も、そしてまた農家1戸当たりの耕地面積である農家の経営規模も不変、つまり農業の構造が不変ということになる。この3つの指標でしめされる農業構造は、地域ごとにも固定していた。香川県の場合、大正9～昭和30年の間、農家1戸当たりの農業就業人口は2.2～2.3人であり、農業就業人口1人当たり耕地面積は20～30アールであり、農家の経営規模は一貫して50アール強と変わらなかった。

ところで、農業就業人口1人当たり耕地面積が全国でもっとも狭い香川県はまた、全国でもっとも労働集約的な農業が展開した地域でもあった。戦前の香川県はコメの反収が全国最上位に属する諸県の一つであり、経営規模が全国平均の半分という香川県の零細農家も、この労働集約的な農業ゆえに農家としての存続が可能であった。戦後、香川県農業は停滞したが、その労働集約的な性格に変化はなかった。事実、『農家経済調査』（農林省）によると、昭和30年当時、香川県の耕地利用率は全国でもっとも高い県に属し、また面積当たり労働投入量は飛び抜けて全国一位であった。いずれにせよ、戦前から高度経済成長がはじまるまでの間、零細で集約的な農業という香川県農業の基本的性格は崩れることがなかったのである。

**農業構造の変化——高度経済成長以降——** 都市の経済が復興し産業の再建がはじまる昭和25年ころから、農村に住む人々はゆっくりと動きだした。日本経済の高度経済成長の開始は30年であるが、これよりやや遅れて35年前後から農村人口の流出がはじまる。日本全国津々浦々の農山漁村から人々は高い報酬を求めて都会へ、都会へと出ていった。日本の農業がはじめて経験する洪水のように激しい人口流出であった。経済が高度成長期から低成長期に移行した40年代後半になると、流出の勢いはやや鈍化した。農業部門から非農業部門へ労働力を送り出す基調そのものには変化はない。その結果、『国勢調査』による農業就業人口は、35年の1,322万人から20年後の60年には485万人弱になった。戦前の約3分の1という激減ぶりである。全国の動きとほぼ歩調を合わせるように、香川県の農業就業人口も減りつづけた。先の図2にみるように30年に20万人以上を数えた就業人口は、60年にはその3分の1以下の5万7,000人にまで減った。

\*『国勢調査』の農業就業人口は、調査日である10月1日直前の1週間に、主な仕事は農業であった人をカウントしたものであって、『農業センサス』とは定義が違い、したがって、同じ年次でも二つの統計の数値は異なっている。例えば、昭和60年の香川県の農業就業人口は『農業センサス』で9万人である。

この間、日本の就業人口総数の動きをみると、昭和30年の3,900万人強が60年

には5,800万人強になった。その結果、農業就業人口比率は30年の38%から60年には8%へと低下した。農家人口の自然増加相当部分のみならず、農業就業人口の絶対数をも大幅に減らしながら、総就業人口は増えつづけたのである。香川県の就業人口総数は、30年の44万2,000人が60年には50万2,000人になり、農業就業人口比率は46%から11%へと低下した。

農村から人口が流出するにつれて農家の数も減っていった。香川県の農家数は昭和40年には戦前の水準を割り、その後も減りつづけて60年には6万7,198戸になった。全国の農家数もほぼ同じ歩調で減っていった。しかし、農家戸数の減り方は就業人口のそれに比べればゆるやかであった。人口ほどには農家が減らなかったこの事実の裏側でおこったことは、他ならぬ兼業の進行であった。この兼業の進行を基軸として日本の農村と農業はその姿を大きく変えていくのである。

## 二 兼業の進行と農業経営の変貌

**高度経済成長前夜までの兼業農家** 日本の農家の兼業農家率は、昔から高かったといわれている。香川県の場合、戦前の昭和16年当時、総農家数は8万2,000戸であったが、その59%が兼業農家であった。当時の統計では兼業農家は今より広い概念——家を離れている人でも、1戸を構えていない限りは、その人が世帯員である農家は兼業農家であったし、また小作料や配当などの財産収入のある農家も兼業農家に含まれていた——で使われていたが、それにしても兼業農家率59%はたしかに高い。だが、農業を従とする第二種兼業農家は1万8,000戸で、総農家に占める割合は22%にすぎなかった。全国的にも兼業の事情はほぼ同じで、総農家の21%が第二種兼業農家であった。

高度経済成長の出発点にあたる昭和30年、香川県の兼業農家率は65.6%で、戦前の16年に比べて6.6ポイント高くなっている。経済の復興過程での兼業機会の広がりが兼業農家率を高めたのであるが、しかし、この時点でも第II種兼業農家率はまだ27.8%（全国27.5%）であり、第I種兼業農家は37.6%、総農家の3分の1強は専業農家であった。

表2 一家としての兼業種類別兼業農家の総農家数に対する比率（香川県）

(単位：%)

	1955			1980		
	I 兼	II 兼	計	I 兼	II 兼	計
総 数	37.5	27.7	65.2	14.2	75.1	89.3
雇われ兼業 計	24.9	15.6	40.5	13.2	64.1	77.3
{ 職 員 勤 務	8.6	7.0	15.6	} 9.8	} 56.5	} 66.3
{ 恒常的賃労働	7.9	6.1	14.0			
{ 季節出稼ぎ	0.7	0.4	1.1			
{ 日 雇 い	7.7	2.1	9.8	3.4	7.4	10.7
自営兼業 計	12.6	12.1	24.7	1.0	11.0	12.0
{ 林 業	1.1	1.7	2.8	0	0	0
{ 漁 業	0.7	1.8	2.5	0	1	1
{ そ の 他	10.8	8.6	19.4	1.0	10.0	11.0

資料) 農林水産省『農業センサス累年統計表』

注) 1 職員勤務と恒常的賃労働を合わせて恒常的勤務と称する。

2. 1戸の農家で複数種類の兼業に従事している場合、その主な兼業によって分類される。

3. いずれの0%も、2桁台の実数はある。

ところで、昭和30年当時、香川県における兼業農家の兼業の実態はどのようなものであったか。表2によると、この時点では雇われ兼業の第二種兼業農家は総農家の十数%にすぎず、また、雇われ兼業といっても、その3割近く（I兼、II兼を含めて）は季節出稼ぎと日雇いであった。今日、兼業農家といえば恒常的勤務の雇われ兼業がイメージされるが、当時の兼業農家はそれとはほど遠い状況にあったのである。また、30年段階では自営兼業には林業や漁業の自営兼業も少なくなかったが、55年の時点になると、第一次産業の自営兼業はほとんど姿を消した。全国的状況も香川県とほぼ同じであった。このように、農家の兼業化は高度経済成長以前の時代にも広くおこなわれていたものの、過半数の農家は家族協業経営としての農家の内実をそなえた、農家らしい農家であったといえよう。

**すすむ兼業化** かつて、高度成長下の農村からの人口流出のさまを形容して「洪水のように」とか「地すべりの」とか言い表したが、香川の農家人口の域少も激しいものであった。図3は昭和30年から60年までのこの30年間に香川県

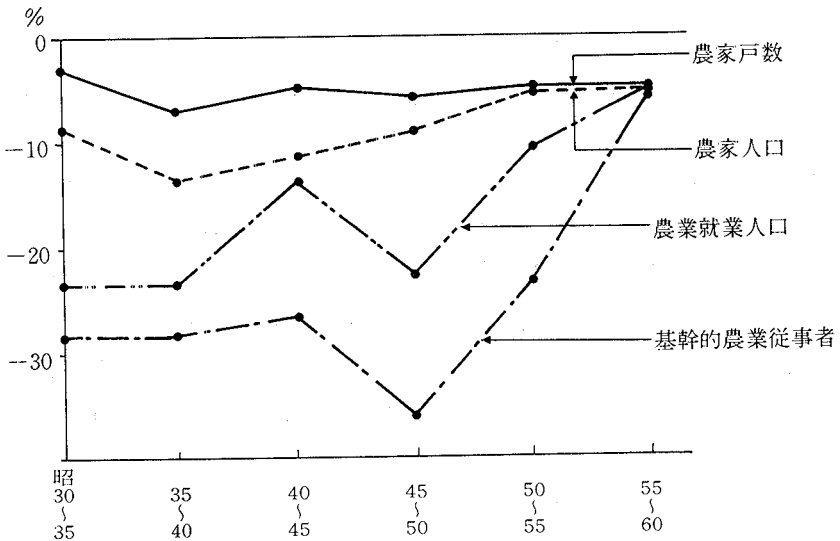


図3 香川県の農家戸数・人口減少率

資料) 『農業センサス』

注) 農業就業人口は、「自家農業だけに従事した」人と、「自家農業とその他の仕事に従事した」人のうち「自家農業が主」の人を加えたもの。基幹的農業従事者は、農業就業人口から学生や家事従事者など仕事を主としないものを除いたもの。

の農家数、農家人口、農業就業人口および基幹的農業従事者がどのように減少していったかを5年ごみの減少率で示したものである。図によると、高度経済成長期の昭和30年から50年にかけての香川県の農家人口減少率はたしかに高く、とくに35年から40年にかけては14%という驚くべき高率での減少であった。

ただし、図3で注意すべき点は、農家戸数そのものの減少のテンポはもっと緩やかであったということである。つまり農村からの人口流出といっても、それは家を挙げての離村ではなく、多くの農家は農村にとどまったままでその世帯員の一部が家を離れるという形で農村から人々が減っていったのである。こうして、農家の減り方が緩慢であれば農家の経営規模は大きくならない。さらに高度成長期以降、耕地そのものが都市化による農地の潰廃などのために減っていった。その結果、昭和35年と比較して55年の香川県農家の経営規模にはほとんど変わりがないのである。そこで、経営規模を拡大できなかった農家が農

村にとどまったまま都会並みの暮らしぶりを求めるならば、それは兼業によるしかない。その兼業も年月の経過とともに深まっていった。農家人口よりもっと高い割合で農業就業人口、基幹的農業従事者が減少していったことを示す図3が、そのことを如実に物語っている。

**兼業化の動向** 図4は、昭和16～60年における香川県の専業農家、兼業農家の動向を示したものである。図によると、農家戸数と農業就業人口の減少率の乖離がもっとも著しかった昭和30～45年に香川県の専業農家は2万1,700戸、割合にして実に3分の1以上も減った。一方、30年に6万700戸であった兼業農家は45年には6万8,700戸に増えた。8,000戸、13%の増加である。高度経済成長の末期に近い45年という年は、全国でも香川県でも兼業農家の数が最高を記録した年であった。

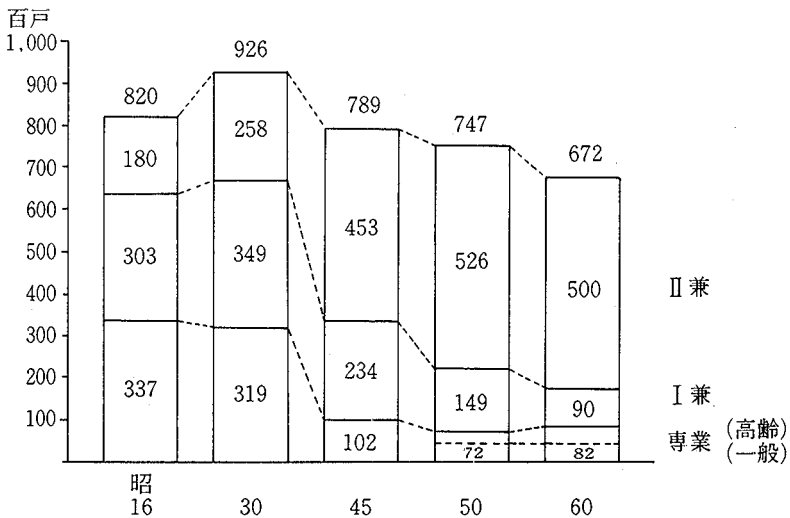


図4 香川県の専・兼業別農家数

資料) 農林水産省『農業センサス』

農林水産省『農業センサス累年統計表』

注) 専業農家のうち、

「一般」は、男子生産年齢人口(16～64歳)のいる専業農家の意。

「高齢」は、男子生産年齢人口(16～64歳)のいない専業農家の意。

I兼=第一種兼業農家：農業を主とする兼業農家

II兼=第二種兼業農家：農業を従とする兼業農家



このような兼業農家の増加について注意しておくべき点は、第二種兼業農家が第一種兼業農家をおさえて増えつづけたことである。第一種兼業農家は農業が主、兼業が従という農家であるが、第二種兼業農家になると労働面でも所得面でも農業が従となる。香川県の第二種兼業農家は45年には総農家の57%を超えた(全国51%)。第二種兼業農家の大半は労働者・サラリーマンとして会社・工場あるいは官庁や学校などで働く勤め人である。彼らが「サラリーマン農家」とよばれるように兼業が恒常的勤務のこれらの人々にとって、農業は本業でなく、また、「土地持ち労働者」とよばれるようにその所有する農地は農業生産のための手段というよりは財産として、あるいは老後の生活保障の手段として保有されている。

低成長期に入った昭和50年代になると、専業農家は減り止まった。しかしその内訳をみると、高齢専業農家(図4の注参照)が漸増し、一般の専業農家が漸減している。第一種兼業農家は依然として減りつづけている。第二種兼業農家は50年をピークに以後減りはじめたが、その勢いは第一種兼業農家にくらべるとはるかに緩やかである。その結果、農家総数に占める第二種兼業農家の比率は、なお高まって60年には68%に達した(全国も同じ68%)。

こうして高度経済成長期、低成長期を通じて香川の農村、日本の農村から専業農家や第一種兼業農家の、農家らしい農家が減っていき、家族農業経営の空洞化が著しく進行した。

「**抜け殻状、の農業経営——その労働力保有状況——** 農業の変化のもっとも激しかった昭和40年前後の時期、日本の農村に「三ちゃん農業、という言葉が流行った。『四国新聞』に「目に余る三ちゃん農業」(39年8月27日)とか「三ちゃん農業増加」(42年7月23日)とか題した記事が掲載されたのもこのころである。「三ちゃん農業」とは、壮青年の男子が家を出ていった後の、家にとどまる「かあちゃん、ばあちゃん、じいちゃんの農業」の意味で、農業就業者の女性化と高齢化を端的に物語っている。

農家の兼業化の過程で進行した農家の労働力保有状況の変化について、さらに詳しく考察しよう。

農業センサスは、自家農業への年間従事日数が150日以上のを「農業専従者」と規定し、この農業専従者の有無を規準に、(1)農業専従者がいない農家、(2)いるとしても女子のみの農家、(3)男子の農業専従者がいるがそれが60歳以上の農家、(4)60歳未満の男子専従者者のいる農家、の以上4つの類型に農家を区分している。図5にみるとおり、昭和45～60年のここ15年間、総農家戸数が年々減少するなかで農業専従者なしの農家の割合が増えつづけたのであるから、その赴くところ当然、その他の農家、とくに60歳未満の男子専従者者のいる農家は顕著に減少することとなった。60年現在、香川県の総農家戸数6万7,200戸のうち農業専従者のいない農家は4万7,000戸である。つまり、農業生産をおこなうのにまず第一に必要な農業労働力そのものに事欠く農業経営が全体の7割に達した。他方、このことと表裏して、積極的な経営者機能を担うべき60歳未満の基幹男子農業専従者のいる農家は1割（全国平均2割）に著減した。要するに、兼業が深まる中、農家といっても、その実、ほとんどの農家が、蟬の抜

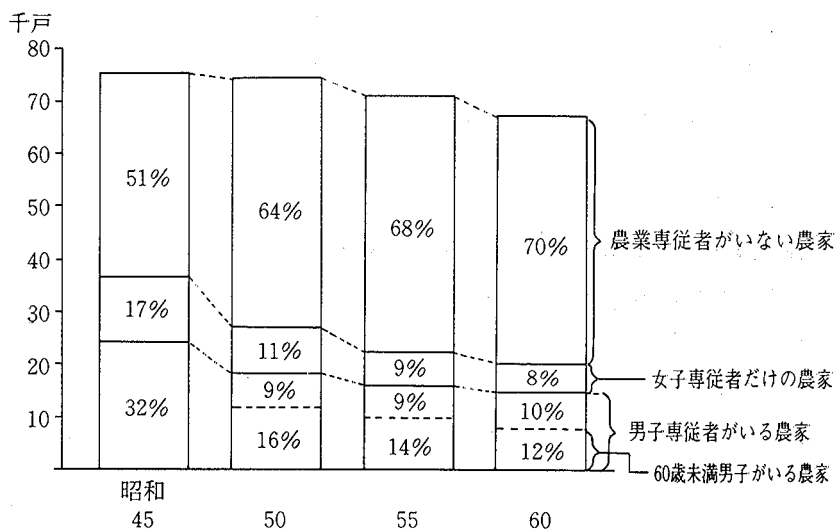


図5—農業労働力保有状況別農家数の変遷（香川県）

資料）農林水産省「農業センサス」

け殻のように形だけは残した中身の乏しい農家になってしまったのである。

**機械化の進行** 農村から人口が減っていけば、農業生産の場で労働力が不足する事態は避けられない。高度経済成長期以降のわが国の農業の動きは、農業労働力の大量流出を補うために農業機械を導入して労働節約的な農業を展開していった、労働を機械で代替する典型的な過程であったともいえるであろう。ただ、大規模な近代的農業経営展開のための大型機械の導入——これが「機械化」に関して基本法農政の描いた理念であったが、現実の農業の機械化は大量に存在する兼業農家、とくに第二種兼業農家における労働力の不足という状況を背景として進行していった。はじめは農業の機械化は農業就業人口の減少を埋めあわせるためであった。が、兼業化が進行するにつれ、農家は、より多くの労働力を非農業部門に就労させるために、つまり兼業に一層力を入れるために農機具を購入していったのである。

日本の農村に農業機械の導入がはじまったのは『農業基本法』が制定された

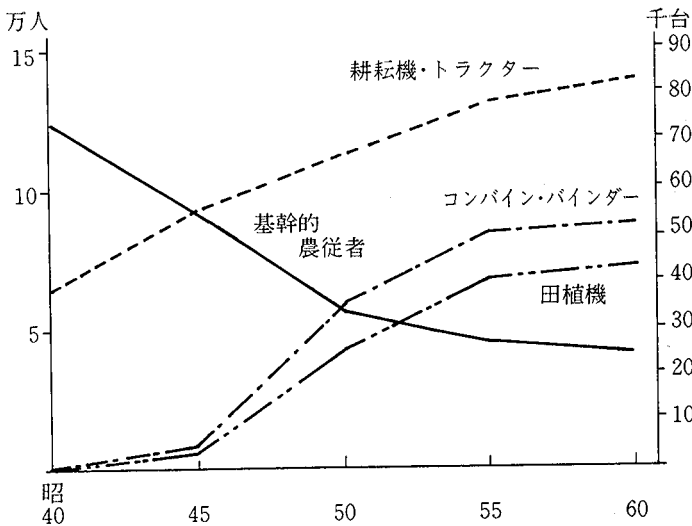


図6—基幹的農業従事者の減少と農業機械台数の増加

資料) 香川県農業改良課「香川県における農業機械の普及状況」(平成2)  
農林水産省『農業センサス』

昭和36年ごろからで、40年代のなかばには稲作の機械化一貫作業体系がほぼ確立し、以降、農業機械は急速に普及していく。香川県における農業機械普及のありさまを図6でみると、基幹的農業従事者が右下がりのカーブを描いているのとは対照的に、農機具のカーブはいずれも急角度の右上がりになっている。各種農機具の60年現在の普及状況を見ると、耕耘機・乗用トラクターの台数は8万3,490台で、農家戸数6万7,198戸より多いという過剰ぶりである。バインダー・自脱型コンバインは農家の8割が、また田植機は6割がそれぞれ保有している。いずれの農機具もその普及率は全国平均並かそれをやや上回る程度であるが、しかし香川県の農家が零細で、その経営耕地が全国平均のおよそ半分ではないため、耕地面積当たりの普及率は全国最上位にある。香川県は全国きっての農業機械県なのである。

このような農業機械の普及によって農業への投下労働時間は大幅に節約され、それに見あって労働生産性も向上した。水稻作を例にとると、10アール当たりの投下労働時間は45年の117.8時間から63年の48.1時間へと40%に減少、1時間当たりイネの収量は3.6キログラムから8.8キログラムへと、2.4倍もの増加を実現してきているのである。

日本農業といえば、戦前来、朝露を踏んで田圃に出かけ夕星を仰ぎつつ家路につくという農夫のイメージがあった。この、日本農業の宿命とまでいわれた労働の過剰投入は、高度経済成長以降における農業機械の普及によって解消した。これは機械化による大きな成果といわなければならない。しかし、機械の導入は狭小な経営耕地をそのままにしておこなわれたために、こんどは資本の過剰投資をまねくこととなったのである。

“機械漬けの農業、——機械化貧乏—— 農業機械を導入する場合、その効率を高めてコストの軽減をはかるためには、耕地に一定の広さが必要である。乗用トラクターなら小型のものでも4ヘクタール、自脱型コンバインは3ヘクタール前後が適正な利用規模だといわれる。しかし、このような大型の農機具を効率的に稼働させるには香川県の農家の経営規模はあまりに小さい。また、年間わずか4～5日利用しただけであとは納屋に投げこんでおくだけの田植機

のような機械もある。採算よりも労力の節減を主眼に導入された農業機械は、当然、コメの生産費を押し上げるわけで、コメ代金の全部を機械購入の支払いにあててもなお赤字のでる農家も少なくないのである。ある試算によると、昭和46年の10アール当たりコメの生産費は10年前の36年に比較して3倍に急騰、その急騰のもっとも大きな要因は農機具費であることが指摘されている。“三ちゃん農業、とともに”機械化貧乏、という言葉が流行るようになったのは30年代後半からであった。“機械化貧乏”をぼやきながら香川の農家は新しい農機具を次々と買いこんでいく。自脱型コンバインや乗用トラクターのような高性能・高能率の農業機械の購入は香川の小さな農家にとってあきらかに過剰投資であり金のムダ使いであるが、しかしそのことはそれによって農外所得を増やし農業経営を維持しようとする兼業農家の懸命な努力ともいえるのである。しかしその結果、農家は過分の農機具をかかえることになり、“機械漬け”の農業経営となっていった。農家経営費にしめる農機具費の割合は、年ごとに増していき、60年にはその割合は4割にまでふくれあがった。今日、農耕から運搬・脱穀・乾燥まで、ひと通りそろえれば400万円以上はかかる農機具である。近年、農業経営における機械の過剰投資は、わが国農業の構造的弱点の一つに数えあげられるまでになった。

**農業経営の規模——克服できぬその零細性——** わが国農業の構造的弱点といえば、“零細分散錯圃制”もその一つである。農家の経営規模が零細で、しかもその圃場が小さな耕地片として各所に分散している状態を零細分散錯圃制という。基本法制定以来、その克服のための手段が種々講じられてきたが——昭和45年農地法改正、55年農地3法の成立など——、しかし、その成果はほとんどあがらず、いまもってわが国の農家の経営規模は零細なままである。香川県農業についてこの点を図7で確認しておこう。

まず、農家戸数は昭和30年の9万2,645戸が60年には6万7,198戸に減ったが、しかし、減った階層は主として0.5~1.0ヘクタール層であって、それ以下の階層は、高度経済成長の開始期に若干減ったとはいえ、その後はほとんど減らず、ほぼ横ばいの状況である。その結果、総農家数に占める0.5ヘクタール以下の零

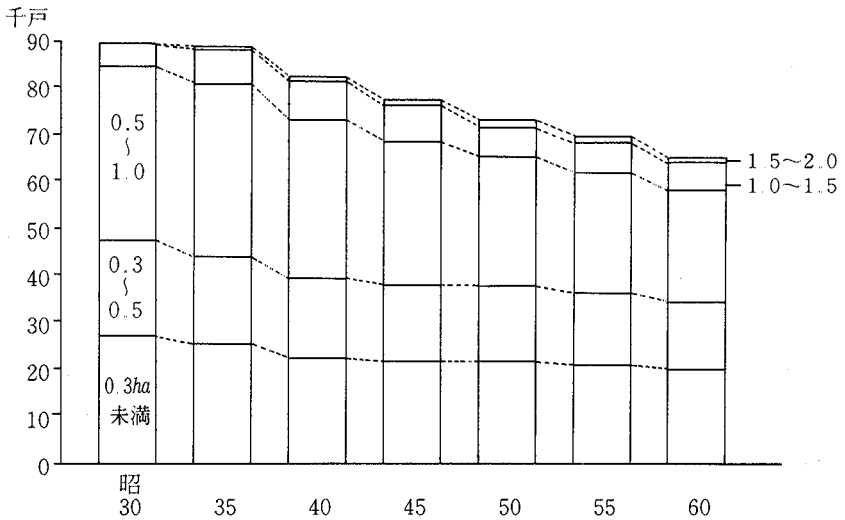


図7 一経営耕地規模別農家戸数の変遷（香川県）

資料)『農業センサス』

細農家の割合は、60年のいまも、30年前の30年もほとんど変わらない。これでは規模の零細性が克服できたなどとは到底いえない。他方、大規模層に属する3ヘクタール以上の農家は、30年の15戸から60年には124戸へと飛躍的に増えた。しかし、これをもって規模の零細性が解消の方向に向かいつつあるなどというには、その絶対数はあまりにも少ない。そしてこの点は全国的にもほぼ同じである。

**高齢化する農業就業者** 昭和30年以降における兼業進行の極、今日、おおかたの農家が主たる担い手を失って「抜け殻状」の農業経営となる一方、その労働力の不足を農機具で代替しつづけて「機械漬け」となったことは、いままでに述べてきたところである。今日の農家は、このままでは発展の途がみつからない、いわば八方ふさがりの状態にある。しかも、農家をとりかこむ環境について今後予想される一層深刻な事態は、次のことである。

すなわち、昭和30年以降における農村人口の大量流出の背景には非農業部門における労働市場の拡大があった。しかし、労働市場が農家の構成員にあたえ

た影響は、年齢層により世代によって異なっていた。戦前来、日本の労働市場は大企業による終身雇用制・年功序列型賃金体系がその構造上の特徴であり、こうした特殊な構造のもとでは若年の労働力である新規学卒者がかつても有利であったことは、よく知られているところである。一方、労働市場が縮小して農家人口が膨張した昭和20年代に農業を支えていたのは誰かといえ、それは昭和一ケタ生まれ以上の人々であった。農業就業人口の推移を年齢層別、世代別に考察するとき注意しなければならないのは、高度経済成長の開始とともにまず農外に流出していったのは高度経済成長期になってから学校を卒業した昭和二ケタ生まれの人々であって、これら昭和一ケタ生まれ以上の人々ではなかったという点である。もちろん、労働需給が逼迫するにつれて昭和一ケタ生まれ以上の人々も労働市場に引き出されていったが、彼らの大多数は離農という形をとらなかった。彼らが引き出された労働市場は日雇いや出稼ぎなどの、雇用が不安定な労働市場であり、したがって彼らの就業の場は定年後の就業も生活も十分に保証されていない職場であった。彼らが農業に基礎をおきつつ兼業という就業形態をとったのは、それが彼らにとってもっとも安定した暮らしであったからである。

以上のことを念頭におきつつ、香川県の年齢別就業人口の推移を示した図8をみよう。たしかにこの10年間、各年次の40歳台だけに限っていえば、それは大幅に減少している。しかし、昭和50年の40歳台もしくは50歳台と、60年の50歳台もしくは60歳台とを比べてみると、農業就業人口としてほぼ平行移動していることがわかる。つまり、50年代の40歳台、50歳台は、農業就業人口としてほとんどその数を変えずにそのまま60年代へとくりあがっているのである。これを男子だけについてみてみると、50年の40歳台の5.3千人が60年の50歳台の6.5千人に、50年の50歳台の6.3千人が60年の60歳台の10.2千人にそれぞれ増えてすらいるのである。増えたのは定年退職などによる帰農者が加わったためであった。

このように、全国規模でももちろんそうであるが香川県の場合も、戦後の昭和全期を通じ農業就業人口としてその数を変えずに連続と農業を続けながら農業

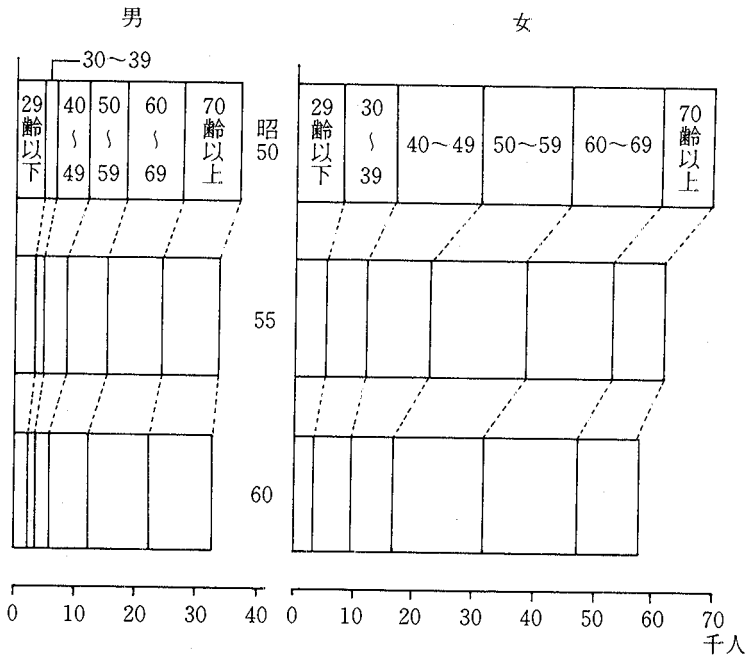


図8 一年齢的農業就業人口の推移 (香川県)

資料) 『農業センサス』

の屋台骨を根底で支えてきたのは、昭和一ケタ生まれの農業者であったということになる。だが、現在50歳以上の彼らは、あと10年、15年もすれば、間違いなく農業生産の現場から引退しなければならない。昭和一ケタ生まれの農業者が引退したとき、日本農業はどうなるか。きわめてドラスティックな変化が予想されるが、これにどう対応していくかという非常に深刻な問題が、日本の農政にとっても地域農業にとってももはや猶予のない目前のものになるとうとしている。

### 三 請負耕作の展開

請負耕作とは何か 一方で農業経営が“抜け殻状、となった多数の兼業農家の存在、他方で機械化をすすめて耕作能力が飛躍的に増した一部上層専業農家



の存在。前者は農作業からできるだけ手を抜いて兼業に専念することを望み、後者は規模拡大への衝動が働く、このような二つの対照的な農民層の存在を背景として、請負耕作と呼ばれる新しい形態のコメ作りが全国各地の農村で広範にみられるようになった。農業センサスによると、昭和45年当時、香川県で水稲の作業を請け負わした農家の数は2万2,000戸を数える。農家の4戸に1戸はコメ作りの作業の一部もしくは全部を請負に出したことになる。

さて、請負耕作で請け負わした農家が委託農家、請け負った農家が受託農家であるが、農作業の一切を請け負った全面請負耕作の場合、受託農家は委託農家に収穫のコメを全部引き渡すがそのかわり委託料を受けとるから、委託農家の手元にはコメの販売代金から委託料を差し引いた額が請負の配当金として残ることになる。しかしこの配当金の性格は、委託農家はコメ作りには全くタッチしていないのであるからあきらかに土地貸与に対する対価であり、その意味でまさに小作料に他ならない。このように、事実上は農地の賃貸借関係であり、したがって小作契約に他ならないところの請負耕作であるが、しかしかたちのうえではこれを避け、経営受委託という契約を結ぶそのわけは、現行の農地法のもとでは農地を小作に出しても公定の小作料が格段に安いという、ひとたび小作に出せばこれをとりもどすのがむずかしいという事情があるからである。それに、委託側の兼業農家は「土地もち労働者、として土地に対する資産保有意識が強く、したがって彼らにとってその財産である農地が小作地になることは極力避けたいところであった。

**香川県の受託組織** ところで、請負耕作が広く農村に展開するようになると、請負を専門におこなう組織体も形成されるようになった。学術上、これを受託組織という。昭和48年に農林省が作成した『農業生産組織調査報告書』によると、香川県の場合、47年8月現在、全部で47の受託組織が存在していた。以下、そのような受託組織の事例を二つ紹介しよう。

#### [事例1 長尾農事耕作会社]

**長尾農事耕作会社の設立** 昭和38年5月、大川郡の長尾農協は請負耕作会社の設立を決定した。社名を「有限会社長尾農事耕作会社」といい、香川県農業

会議が会社設立の指導にあたった。設立前年の37年に農業構造改善事業のパイロット地区に選ばれた長尾地区には大型機械が導入されたが、その有効利用をはかることが請負会社設立のねらいであった。この点、会社設立の趣意書に、「……長尾農協は今回その大型機械（ホイトラクター四台……）を第三者に専属貸与する方針であるので、ここに我々は農協青年部を中心とした機械による農業の請負を行い農村の労働の労働力不足を解消し、農外就労時間を増加して農業所得の向上と農業の機械化を一挙に解決する様、計画しているのである。そこで我々は長尾農協から構造改善事業によって導入された総ての機械の専属貸与を受け、刈取、耕うん、播種、防除の作業工程を請負うべく……」と述べられている。

こうして38年10月、長尾農事耕作会社は、世間の注目を浴びるなか、全国最初の大型請負専門会社として設立された。しかし設立の直後、農林省ならびに県当局から法規上からみて以下にみるような二つの疑問点があることが指摘されたため、長尾農事耕作会社は登記申請をおこなわないまま事業を開始、正式に発足したのは3年後の41年4月であった。そしてこの同じ41年4月に、長尾農協など7農協を合併して大川農協がつくられたことを機に、長尾農事耕作会社も社名を大川農事耕作会社と改めた。

さて、農林省から出された疑問点のひとつは、「請負耕作は仮装ヤミ小作ではないか」という農地法違反にかかわる問題である。つまり、地主制は二度と復活させないという自作農体制永久化の立場から昭和27年に制定された「農地法」のもとで、小作料はきわめて低い水準に抑えられ、正式の賃貸借にもとづかないヤミ小作は厳しく禁止されていたからである。しかし、経済の高度成長がひきおこした農村人口の大量流出とともに、「三ちゃん農家」の出ている集落なら請負耕作の存在しないところはないくらいにまで請負耕作が広く普及しつつある農村の現実を前にして、農林省はこれを黙認せざるを得なかった。だが、長尾農事耕作会社は公然の事実である。農林省からクレームがついたのは当然であるが、しかし、時代の流れに抗しきれず、ついに農林省も、41年6月の次官通達で、農協や農事組合法人が受託者である組織的請負耕作なら農地法に違反

しないという見解をあきらかにした。こうして長尾農事会社は公認の請負専門会社第1号となったのである。

もうひとつの問題は、農業構造改善事業（以下、構改事業と略）の補助金の使途にかかわる。長尾農事耕作会社が請負作業に使う機械は長尾農協から借りうけたものであり、その機械は構改事業実施の認可を受けた長尾農協が国からの資金補助で購入したものである。だから、長尾農事耕作会社が機械を使うことは、国の立場からすれば、国が認可していない事業体が国の資金で購入した機械を利用することになり、これは補助金の使い方を定めた「補助金適正化法」に違反するのではないか、ということになる。しかしこの問題については、県当局と長尾農事耕作会社の間において「経営主体はあくまでも長尾農協であること」を確認することで解決した。その際、請負作業は構改事業の区画整理地区を優先させ、そこでの請負料金は割安にすることなどの措置がとられている。

**長尾農事会社の運営** 長尾農事会社は長尾農協の青年部員23名が社員となり、専属のオペレーター6名を雇って請負作業をおこなう。そしてその作業機械は、すでに述べたとおり専属利用契約が結ばれている長尾農協から借り受けたものである。事業を計画し推進するのは長尾農事耕作会社であるが、作業料金の決定や代金の決済事務などの請負耕作に関わる経理事務は一切農協がおこない、作業委託の申し込み・利用料支払いも農協が窓口となる。

会社が請負う作業は、田植えなら田植えだけ請負う一部作業請負、関連する作業——例えば耕うんと代かき——を組み合わせたセット請負のほかに、播種から収穫、出荷までの全作業を請け負う全面請負がある。作業料金は各作業ごとに料金が定められていて、委託農家はその料金にしたがって請負代金を支払う。40年度については全面請負耕作は10アール当たり3万714円で、刈取り2,047円、耕耘1,801円などであった。請負料金からオペレーターの人件費、農協からの機械の借上げ料などを差し引いたものが会社の収益である。この年度は10万円の黒字であった。ただし、この黒字は、農閑期にオペレーターがガス配管工事や太陽風呂設置などの農作業外の仕事で稼いだ収益によってかろうじて確保されたものである。

会社の作業実績が最初の期待どおりにあがらなかった理由は、まず第一にタバコ作との競合である。当時、長尾町ではタバコ作がさかんでこれを請け負う農家も多く、そのヤミ小作料が2万5,000円から3万円であった。他方、長尾農耕会社に稲作の全面請負を頼んだ場合、コメの10アール当たり粗収益は4万4,100円—ただし、10アール当たり収量450キログラム、政府売渡価格1万4,700円（150キログラム当たり）—に対し請負料金3万714円であるから、したがって全面請負に出して農家の手もとに残る収益つまり小作料は、差し引き1万3,386円である。長尾農耕会社がかつても収益を期待したのは全面請負作業であったが、タバコとコメで小作料に1万円以上の差があれば、受託競争において長尾農耕会社はタバコ専業農家に対抗すべくもない。長尾耕作会社における40年度の全面請負の作業実績が1ヘクタールにもみたくない低い水準に終わったのは主にこのためであった。

第二は、請負会社の大農技術と委託農家の小農技術がうまく適合せず大型機械が効率的に稼動しなかったことである。例えば、大型トラクターによる田の耕耘を請負っても、田植えが機械化されていないから手植えでやるしかないとか、大型トラクターは不整形で小さな圃場には入りにくい、あるいは、会社の刈取り機でイネを刈り取った場合、刈り取り後にイネを束ねるのに手間どり、またイネの切り株が高いため農家所有の耕うん機が使いにくい等々。ただ、大型技術と小農技術の不適合の問題はなにも長尾農事会社だけの問題ではなく、単純に外国の大型機械の導入によって農業の近代化を進めようとした構改事業そのものの問題でもあった。構改事業で導入が図られた官製の大型機械は日本の現実の農法から遊離した部分作業の機械化に過ぎなかったから、ほとんど定着を見ないまま終わったのであり、長尾農事会社の大型機械も役立たずに終わったものが少なくなかったのである。

昭和50年ころ、長尾農事会社はオペレーターの確保が困難となり社名も大川農事共同会社と改めて土木工事専門の会社が変わっていった。

[事例2—香川県綾南町農業機械銀行]

綾南町農業機械銀行の設立 香川県の中央部に位置する農村部・綾南町は、

交通の便に恵まれて琴平電鉄やマイカーで高松市や坂出市の番の州工場地帯に通勤する農家が多い。農業センサスによると、昭和45年当時、農家の兼業化率は90%ときわめて高く、また労働力の高齢化と女性化も目立つ。そして40年代以降、綾南町に工場の進出がつづき、住宅団地も次々と建設されて農地価格の高騰は著しい。綾南町農業委員会の調査では48年の田畑価格は前年度比で60%もの高騰であった。こうした農村事情を背景に、綾南町農業機械銀行は48年に設立された。もともと綾南町農業機械銀行は綾南町農業委員会において農業振興対策が検討されるなかから構想されたものであるが、その農業委員会が農業振興のために解決すべき課題としてとりあげたのは次の諸点であった。

まず第一に、綾南町農業の担い手となるべき自立経営農家の育成にあたってその最大の問題は農地の流動化・経営規模の拡大であるが、これにどう応えるか。第二に米作と畜産・果樹の複合経営農家が畜産・果樹の選択的拡大を進めるためには米作を省力化して浮いた労働力を畜産・果樹部門にむけることであるが、その省力化の方法如何。第三に45年からはじまったコメの生産調整による農家の生産意欲の減退は農業生産力の低下をもたらしたが、その対策如何。第四、農家婦人の重労働問題。第五、大型の高性能農機具のフル活用対策。そして最後が請負耕作にかかわる問題で、つまり、農家相対の請負耕作の場合、古い農村の隣保扶助の因習から受託農家も委託農家も謝礼の「まかない」をどうするかで気苦労が多く、作業料金も客観的でないうえ、作業そのものも明快な契約のもとに実施されるわけではないから受託・委託農家いずれの側にも不満の残るケースが少なくない。これをどう解決するか。綾南町農業機械銀行はこうしたいくつもの問題を乗り越える具体策として構想されたのである。

「稲刈り作業は農業機械銀行におまかせ下さい、昭和47年9月、綾南町の農家に「稲刈り作業は農業機械銀行におまかせ下さい」と題したチラシが配られた。発行者は綾南町農業機械銀行推進協議会ならびに綾南町機械銀行である。宣伝用チラシには次のように書かれていた。

このたび、町・農業委員会・農業協同組合が中心となり、県下のモデルケースとして「農業機械銀行」を設立いたしました。

この銀行は、水稲作業で機械と労力に余力のある農家（作業受託農家）の作業能力を、作業を行ってほしいと希望する農家（作業委託農家）に貸しつける。つまり、今まで直接農家間で行っていた作業の受委託を銀行が仲介して調整なり斡旋をするためにつくられたもので、これによって今までお互い頼んだり頼まれたりしていた作業は、銀行が中に入ることにより余計な気がねをしなくてすみ、作業料金も適正な基準料金を決め両者の公平をはかることになります。

さらに農業経営の面から見ますと、委託農家は機械購入をしなくてすむようになり、過剰投資を防ぐことができます。また、主人が勤めに出ていて作業をするのが老人と婦女子であるといった農家の過重労働をも軽減します。

畜産・施設園芸が中心の農家も、水稲作業の手間を防ぐことにより中心作目に労力を重点的に注ぐことができ、労力の適正な配分をはかることになります……

このチラシでも説明してあるように、機械銀行の業務は農作業の受・委託の仲介・斡旋とその調整で、「機械と労力に余力のある」農家が預けた作業能力——機械とオペレーターのセット——を資金とし、これを銀行は「作業を行ってほしいと希望する」農家に貸し付けるのである。委託農家は銀行に作業を申し込み、作業が完了すれば料金は受託農家の口座に振り込まれる。なお、このチラシの発行者の名前に機械銀行とならんで「農業機械銀行推進協議会」とあるが、銀行設立推進にあたった推進協議会は銀行設立以降もしばらくは銀行業務に携わって銀行を援助した。推進協議会は全町を挙げての組織であり、町当局、農協、農業改良普及所などがそのメンバーとなった。

綾南町機械銀行を介して実施された47年秋の稲刈り取り作業——ただし、実施初年度とあって作業は昭和地区に限っての実施——は委託農家45戸、受託農家15戸で、作業面積は16ヘクタールにおよんだ。当然のことながら、委託農家はほとんどが第二種兼業農家であるが、なかには施設園芸を中心に米作もいとむ専業農家が含まれていた。米作からは極力手を抜き施設園芸に専念するた

めの委託であった。

綾南町機械銀行の受委託幹旋業務は48年秋から町全域に及んだ。この年、受託者は昭和、陶、滝宮、羽床の四地区あわせて総勢55人、委託者は全部で131名であった。委託者131人といえば、綾南町農家総数の5%強にあたる。関係者はもっと多くの委託者を期待したのであるが、労働力不足とはいっても現有の農機具を使えば自力でも何とか農作業がこなせるうえ、ときあたかもコメの生産調整が実施中で、農家の生産意欲が減退して機械銀行への関心が高まらなかったことが希望を下回る結果となった。

県下最初の機械銀行である綾南町機械銀行はこのようにして発足し、49年には受託区域を隣町の綾上町へ広げるとともに、その名称も綾歌南部農業機械銀行と改めた。このころから県下各地に農業機械銀行が次々とつくられるようになった。62年現在、綾歌郡には綾歌南部農業機械銀行のほかに二つの機械銀行があり、県内では全部で23の機械銀行が活動している。

**香川県の農業生産組織** すでに述べたように、請負耕作は、農林統計上、受託組織として農業生産組織の一つに分類されているが、農業生産組織なるものが地域農業にとって無視できない存在として注目されるようになったのは昭和40年代の前半ころからである。昭和40年代前半といえば、農地価格の急騰、深刻化する労働力不足、オイル・ショック以降激しくなった農業用生産資材の価格高騰などで、農家を困む環境が目立って悪化しはじめた時期である。このような、しだいに悪化していく経営環境に対して個別農家では対抗し切れず、弱い農家が共同してその防衛にあたらうということからつくられた農家集団が生産組織であった。その意味では生産組織は高度経済成長下で変貌していく農村のなかから生まれてきた新しい形態の集団的組織であるといえよう。農政担当者としても、自立経営農家育成政策の破綻があきらかとなったいま、自立農家に代わって中核農家を地域農業の新しい担い手に育てあげていくべく、その戦略的装置として集団的生産組織を積極的に推進していくべき立場にあった。前稿（『香川大学経済論叢』第65巻第3号の「戦後農政の展開」）にみたように、第二次農業構造改善事業のとき、大型機械の導入、大規模施設の建設に際して、

香川の農村に数多くの生産組織がつくられたのも、そうした農政のあらわれであった。

さて、農家の集団的生産組織には、先の受託組織のほかに、集団栽培組織と共同利用組織がある。集団栽培組織は、専業農家も兼業農家も一緒になって同じ品種の種をまき施肥や水管理を共同で実施して農作業を省力化し、さらにすすんで共有の農機具を使って集団内の苗代作りや田植えなどをおこなう農家集団のことである。集団栽培は米作が中心であるが、野菜や果樹などの作目でもおこなわれている。昭和49年当時、香川県の集団栽培組織は、コメ作りの集団としては、寒川町の野間水稻生産組合、塩江町の御殿場水稻生産集団、綾上町の辻水稻栽培集団、引田町の安戸水稻集団生産組合、綾歌町の水掛水稻栽培集団、琴平町の象郷生産集団などがあり、野菜や果樹の集団栽培組織としては大内町の大内農協柑橘部会、高松市の下笠居果樹研究同志会、引田町の小海いちご生産組合、豊中町の本山野菜生産組合、善通寺市のレタス研究会などがあった。

共同利用組織は、稲の苗を育てる施設を共同で利用している組織とか、大型の農業機械あるいはライスセンターの共同利用を目的とする組織などである。米作のほか、果樹・養蚕・野菜などの作目の共同利用組織もある。49年当時、米作では観音寺の向井宮農組合、寒川町の協農事改良組合、果樹では小豆島の肥土山柑橘共同防除組合、塩江町の東山農業生産組合、大川郡の鴨部飼料生産組合などの共同利用組織があった。

**生産組織の問題点と将来** 昭和60年7月現在、香川県の農業生産組織は総数517を数える。どれくらいの数の農家が生産組織に参加しているかという、共同利用施設に2,853戸の農家が、また受託組織に271戸の農家が参加しており、協業経営体——栽培、飼育、販売、収支決算、収益の分配など農業経営にかかわる一切を共同しておこなっている農家集団——への参加農家を含めると、総数で3,397戸となる。60年当時の農家総数が6万7,000戸であるから、これら農業生産組織参加農家数は相当の数であるといわなければならない。他方、全国の農業生産組織は総数5万1,514組織で、これへの参加農家数は231万戸である。



全農家の過半が生産組織に参加しているのであるから、全国規模でみた生産組織は広く農村に普及・定着していることになる。全国と比較した場合、香川県の生産組織がそれほど普及していないのは、飛びぬけて全国一という農業機械の普及のせいであろう。弱体な労働力保有であるが大規模農家なみに農業機械を装備しているがゆえに、生産組織に頼らずとも何とか農業経営が維持していける零細農家、兼業農家が香川県には少なくないのである。しかしそうはいつでも、今後、農家労働力の弱体化が一層すすんだとき、外部に経営機能を委ねなければならない事態の発生は避けられないところであろう。

地域農業において農家の補完機能を果たしつつある生産組織であるが、しかしその消長は激しい。共同利用組織を例にとると、兼業農家では日曜や休日に利用時期が集中・競合してその調整がつきにくいとか、利用技術の水準に専業農家と兼業農家で違いがあるとか、機械の保守管理上の責任体制が不明確になりがちだとかで、機械が破損したことなどを契機に組織が崩壊する事例も少なくないのである。また、昭和40年代の中ごろに米作の共同利用組織の解散事例が全国的にも香川県でも多くみられるが、それはコメの生産調整開始による米作農民の生産意欲の減退が大きく影響したからだといわれている。それはともかくも、兼業化が深刻化するなかで、安定的な生産組織を維持することは決して容易なことではないのである。

ところで、近年、新しい形態の生産組織が誕生しつつある。「集团的土地利用」とよばれる「土地利用にかかわる組織化」がそれである。昭和60年現在、全国で30%以上の稲作生産組織が集団転作をおこなっているが、このような集団転作普及の背景には、水田の2割近くを水稻作から畑作物へ転換させることを余儀なくさせたところの、あの水田利用再編対策事業の全国的な展開があった。つまり、零細分散錯圃制のもとで転作地が農家個々の意志で選ばれた場合、転作地が分散することは免れないが、しかし水田のなかに分散的に畑状況の転作田をつくったのでは——これを香川の農家は「バラ転」とか「虫食い転作」とか呼んでいる——、湿害などで効果的な転作作物の選択がむずかしく、したがって収益も低い。そこで、転作田を一カ所にまとめて団地化し、栽培管理上も経

営収支上も有利な転作を実施しようというのが、この集团的土地利用である。これを「組織化」というのは、転作を実施しようとしている地域の農家全体の合意の形成なしには団地化が不可能だからである。その地域の単位はおおむね集落で、昭和56年の『農業香川』（34巻4号）には、集団転作の優秀事例として大川郡志度町の談議所集落における飼料作物の集団転作、木田郡三木町の南山田集落における田畑輪換ローテーションによる集団転作、綾歌郡綾上町の上 newName 集落におけるタバコ作の集団転作、以上3つの集団転作が紹介されている。ちなみに、56年度の香川県の団地化転作率はわずか1.8%であった。水田転作を契機とする集团的土地利用によって零細分散錯圃制というわが国農業の構造的欠陥が克服できる途が拓かれるのではないかという期待がかけられているだけに、県当局もその推進に努力しているが、しかし、兼業の深化につれて集落農家の連帯感がさらに希薄化しつつある今日、その一層の展開は大変困難なことだといわなければならない。

#### 参 考 文 献

- (1) 『香川県の経済統計三十年』香川県、昭和59年
- (2) 『農業センサス』農林水産省（農林省を含む）
- (3) 『農業センサス累年統計表』農林水産省
- (4) 『国勢調査』総務庁
- (5) 『農家経済調査』農林水産省（農林省を含む）
- (6) 小西数馬著『請負耕作は前進する』（全国農業会議所、昭和41年）
- (7) 「農業の新路線 〓請負耕作、～長尾農事耕作会社の事業決算報告から～」（『農業香川』、17巻9号、昭和40年）
- (8) 「農業生産組織育成対策資料一稲麦生産組織編」香川県、昭和49年
- (9) 「香川県における農業生産組織の現状と進めかた」香川県、昭和49年
- (10) 「香川県における農業生産組織」香川県、昭和51年
- (11) 「農業生産組織育成対策資料」香川県、昭和49年
- (12) 『農業生産組織調査報告書』農林水産省（農林省を含む）、昭和47、51、60年
- (13) 「特集 集団の転作化を考える」（『農業香川』34巻4号、昭和58年）